

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年12月24日
【中間会計期間】	第6期中(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西村 英俊
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【縦覧に供する場所】	西日本高速道路株式会社 東京支社 (東京都港区虎ノ門二丁目10番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
営業収益(百万円)	429,578	348,263	384,865	806,771	868,057
経常利益(百万円)	10,191	20,185	13,427	10,305	16,034
中間(当期)純利益(百万円)	6,118	9,993	7,561	5,806	6,726
純資産額(百万円)	143,171	151,372	155,937	141,510	148,292
総資産額(百万円)	584,931	791,242	631,189	698,001	694,315
1株当たり純資産額(円)	1,461.18	1,563.48	1,608.66	1,458.34	1,529.14
1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	64.40	105.19	79.59	61.12	70.81
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	23.7	18.8	24.2	19.8	20.9
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	11,858	43,556	6,769	87,431	67,435
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	11,323	11,984	20,013	19,907	17,158
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	12,594	86,014	21,047	92,785	35,023
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(百万円)	46,020	97,715	34,665	67,241	82,495
従業員数(人) <外、平均臨時雇用者数>	11,967	12,138 <1,253>	12,375 <1,271>	11,957 <1,221>	12,327

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であります。

4. 臨時従業員数を<>で外書きし、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満の連結会計年度又は中間連結会計期間においては、臨時従業員数の記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
営業収益(百万円)	420,952	338,165	373,566	789,584	848,069
経常利益(百万円)	8,956	17,223	10,768	5,448	8,887
中間(当期)純利益(百万円)	5,389	8,117	6,323	3,208	2,631
資本金(百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数(千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額(百万円)	133,883	139,820	140,658	131,703	134,335
総資産額(百万円)	567,011	774,597	610,733	681,693	676,544
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	23.6	18.1	23.0	19.3	19.9
従業員数(人)	2,588	2,547	2,480	2,559	2,464

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（西日本高速道路株）、子会社19社及び関連会社6社（平成22年9月30日現在）により構成されており、高速道路事業、受託事業、サービスエリア・パーキングエリア（以下、「S A ・ P A」といいます。）事業、その他の4部門に係る事業を行っております。

当中間連結会計期間における、各部門に係る事業内容の変更と関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

（1）高速道路事業

事業内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

（2）受託事業

事業内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

（3）S A ・ P A 事業

事業内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

（4）その他

平成22年7月7日に、一般自動車道事業を行うことを目的に芦有ドライブウェイ株の発行済株式の過半数を取得しました。結果として、当社の連結子会社が1社増加しております。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、下記の会社が新たに当社の関係会社となっております。

平成22年9月30日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
芦有ドライブウェイ株	兵庫県 芦屋市	40	その他	51.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 2名

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 連結子会社に該当しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路	11,414
受託	<1,052>
S A ・ P A	543
その他	<172>
全社(共通)	418 <47>
計	12,375 <1,271>

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は、当中間連結会計期間の平均人員を<>で外書きしております。

2. 高速道路事業及び受託事業、S A ・ P A 事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	2,480
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、各種の政策効果や企業収益の改善等により回復傾向にあるものの失業率の高止まり、継続するデフレ懸念により、依然として厳しい状況で推移いたしました。

このような事業環境のもと、当社グループが管理する高速道路においては、ノンストップ自動料金支払システム（ETC）（以下「ETC」といいます。）の利用者を対象に、平成20年より政府の経済対策の一環として導入している高速道路利便増進事業の料金割引を継続して実施いたしました。また、平成22年6月末より舞鶴若狭自動車道など一部の路線において、すべての利用者を対象に、物流コスト引下げや観光の振興、並行する一般道の渋滞緩和を目的に無料化社会実験を開始しました。このような状況のもと、景気回復の影響にも支えられて通行台数は大幅に増加し、前年同期比で15.9%の増加となりました。国からの補填額を含む高速道路事業の料金収入については、景気の緩やかな回復や新規開通などにより、前年同期比で5.1%の増加となりました。一方、高速道路建設事業においては、高速道路ネットワークの整備を着実に推進しました。

高速道路事業以外の事業については、SA・PAにおけるSA・PA事業を中心に展開しました。また、7月7日には、(株)日本政策投資銀行とともに、芦有開発(株)より芦有ドライブウェイ(株)の株式を取得し、芦有ドライブウェイの事業に参画しました。

その結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が384,865百万円（前中間連結会計期間比10.5%増）、営業費用が372,010百万円（同13.1%増）増加し、営業利益が12,854百万円（同33.3%減）、経常利益が13,427百万円（同33.5%減）となり、法人税等を控除した中間純利益は7,561百万円（同24.3%減）となりました。

なお、各セグメントの概要は次のとおりです。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と平成18年3月31日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定（以下「全国路線網協定」といいます。）」、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定（以下「広島呉道路協定」といいます。）」、「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定（以下「南阪奈道路協定」といいます。）」及び「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定（以下「八木山バイパス協定」といいます。）」（その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。）並びに道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

このうち、道路管理事業においては、「100%の安全・安心」と「CS（Customer Satisfaction：顧客満足）の向上」を目指し、お客様に満足いただけるサービス提供に努めました。より効率的で質の高いお客様サービスの提供を実現するため、高速道路の維持管理業務を担う当社出資の子会社（パートナー会社）15社と一体となった管理体制により、道路構造物の老朽化対応としての道路構造物等の補修や道路を良好に保つための清掃・点検などの維持管理業務を行いました。また、ETCの利用促進を図るとともに、高速道路利便増進事業の料金割引に加え、マイレージ割引などETCを活用した各種料金割引や、SA・PAのトイレの設備改善などを実施しました。

一方、道路建設事業においては、高速道路ネットワークの早期整備、安全で円滑な交通の確保及び利便性の向上を目指し、計画的かつ着実に推進しました。平成22年7月17日には東九州自動車道（高鍋インターチェンジ～西都インターチェンジ）が開通しました。

その結果、営業収益は360,151百万円（前中間連結会計期間比14.9%増）、営業費用については、道路資産完成原価が増加したこと等により351,038百万円（同17.8%増）となり、営業利益は9,113百万円（同41.4%減）となりました。

(受託事業)

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、東九州自動車道などの国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式(注)に係る高速自動車国道の新設(以下「直轄高速道路事業」といいます。)や一般国道478号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

直轄高速道路事業が縮小したことなどにより、営業収益は7,666百万円(前中間連結会計期間比59.2%減)、営業費用は7,741百万円(同58.8%減)となり、営業損失は75百万円(前中間連結会計期間は営業損失2百万円)となりました。

(注) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(SA・PA事業)

SA・PA事業においては、通行台数の増加はあるものの、前年活況であったシルバーウィークの休日が今年分散化したことにより、飲食・物販部門の売上は55,173百万円(前年同期比2.1%減)、ガステーションの売上はガソリン価格の上昇等により19,528百万円(前年同期比8.8%増)となっており、SA・PA事業におけるテナント等の店舗売上は74,701百万円(同0.6%増)となりました。

営業収益は、上記のとおり、飲食・物販部門の売上減に伴い減となったが、グループ会社の事業規模拡大により13,553百万円(前中間連結会計期間比2.1%増)となり、その結果、営業費用も、グループ会社の事業規模拡大により9,463百万円(同1.6%増)となり、営業利益は4,089百万円(同3.3%増)となりました。

(その他)

その他の事業として、福岡市天神地区における駐車場事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2箇所におけるトラックターミナル事業、建設等のコンサルティング事業等を行っております。その他の事業全体としては、営業収益は3,685百万円(前中間連結会計期間比31.7%増)、営業費用は3,948百万円(同31.0%増)となり、営業損失は263百万円(前中間連結会計期間は営業損失215百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益13,016百万円に加え、減価償却費9,764百万円の計上など資金増加要因があったものの、たな卸資産の減少額5,686百万円や仕入債務の減少額30,835百万円などの資金減少要因により、6,769百万円の資金の使用(前中間連結会計期間は43,556百万円の資金の使用)となりました。

なお、上記たな卸資産の減少額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の減少によるものであり、かかる資産は、中間連結貸借対照表の「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されます。なお、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当しておりません。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、料金收受機械、E T C装置等の設備投資20,136百万円等により、20,013百万円の資金の使用(前中間連結会計期間は11,984百万円の資金の使用)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入40,000百万円、道路建設関係社債(普通社債)の発行による収入24,946百万円による増加があった一方、長期借入金債務の返済60,776百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。))第15条第1項による債務引受額60,704百万円を含みます。)、道路建設関係社債の償還25,000百万円(機構法第15条第1項による債務引受額)により、21,047百万円の資金の使用(前中間連結会計期間は86,014百万円の資金の獲得)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、34,665百万円(前中間連結会計期間比64.5%減)となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントごとの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

5【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たな経営上の重要な契約等の締結はありません。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動の重要テーマは、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」、「事業の効率化(コスト削減、計画保全)に寄与するための技術開発」及び「地球環境の保全・地球環境との調和」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、742百万円であります。

なお、当社、東日本高速道路(株)(以下「東日本高速道路」といいます。))及び中日本高速道路(株)(以下「中日本高速道路」といいます。))の3社は、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しております。

(1) 高速道路事業に係る研究開発費は725百万円であります。

(2) その他に係る研究開発費は17百万円であります。

(3) なお、受託事業及びS A・P A事業につきましては、特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在し、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定による同日付の事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各事業年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります。かかる利益は、当面の間は、経営基盤の強化を図ることに充当し、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引受けられた際には、かかる資産及び債務は当社グループの中間連結財務諸表ないし、当社の中間連結財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基

づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借り受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借り受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業収益及び受託業務収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っております。

E T Cマイレージサービス引当金

当社グループは、E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

固定資産の減損

当社グループにおいては、平成17年10月1日の当社設立に際し、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却可能価額等多くの前提条件に基づき、原則として全ての固定資産を時価で評価しております。なお、当中間連結会計期間において、今後、事業の用に供する見込みが無い遊休資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として処理しました。回収可能価額は、正味売却可能価額をもって評価しております。また、その他の固定資産については減損の兆候が認められないため、減損処理は行っておりません。

(3) 経営成績の分析

営業収益

当中間連結会計期間における高速道路事業にかかる営業収益については、景気回復による影響や道路資産完成高の増加等により360,151百万円（前中間連結会計期間比14.9%増）となりました。受託事業の営業収益については、直轄高速道路事業を中心に7,666百万円（同59.2%減）、S A・P A事業の営業収益については、敷地内施設の賃貸料収入等により13,553百万円（同2.1%増）、その他の営業収益については3,685百万円（同31.7%増）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業収益は、合計で384,865百万円（同10.5%増）となりました。

営業利益

当中間連結会計期間における高速道路事業にかかる営業費用は、道路資産完成原価が増加したこと等により351,038百万円（前中間連結会計期間比17.8%増）となり、受託事業については、直轄高速道路事業を中心に7,741百万円（同58.8%減）、S A・P A事業については、ステークホルダーへの還元等により9,463百万円（同1.6%増）、その他については3,948百万円（同31.0%増）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業費用合計は、372,010百万円（同13.1%増）となりました。

その結果、当中間連結会計期間における営業利益は合計で12,854百万円（前中間連結会計期間比33.3%減）となりました。その内訳は、高速道路事業が9,113百万円（同41.4%減）、受託事業が75百万円（前中間連結会計期間は営業損失2百万円）、S A・P A事業が4,089百万円（前中間連結会計期間比3.3%増）、その他が263百万円（前中間連結会計期間は営業損失215百万円）であります。

営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、受取利息15百万円（前中間連結会計期間比72.9%減）、負ののれん償却額207百万円（同1.4%増）及び土地物件貸付料264百万円（同3.7%減）等の計上により752百万円（同25.7%減）となり、営業外費用は支払利息14百万円（同13.5%減）及びたな卸資産処分損109百万円（前中間連結会計期間は0百万円）等の計上により180百万円（前中間連結会計期間比63.8%増）となりました。

経常利益

上記の結果、当中間連結会計期間の経常利益は13,427百万円（前中間連結会計期間比33.5%減）となりました。

特別損益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益10百万円（前中間連結会計期間比86.1%減）及び前期損益修正益25百万円（前中間連結会計期間 - 百万円）等の計上により36百万円（前中間連結会計期間比61.6%減）となり、特別損失は固定資産売却損49百万円（前中間連結会計期間は3百万円）、固定資産除却損8百万円（前中間連結会計期間比39.7%減）及び減損損失338百万円（前中間連結会計期間 - 百万円）等の計上により447百万円（前中間連結会計期間比71.4%減）となりました。

中間純利益

上記の結果、税金等調整前中間純利益は13,016百万円（前中間連結会計期間比30.5%減）となり、これに法人税等合計5,419百万円（同37.9%減）及び少数株主利益35百万円（前中間連結会計期間は少数株主損失7百万円）を控除した中間純利益は7,561百万円（前中間連結会計期間比24.3%減）となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資金調達

資金調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（普通社債）の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であります。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1)主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)がその他に関する資産を、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)が全社(共通)に関する資産を取得したことにより、当社グループの主要な設備となりました。又、西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)及び西日本高速道路ロジスティクス(株)がS A・P A事業に関する資産を減少しました。当該主要な設備の状況は以下のとおりです。

平成22年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及 び構築 物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	リース 資産	その他	合計	
西日本高速道路 エンジニアリング中 国(株)	山口県山口 市	その他	事務所等	98	-	199 (3)	0	-	298	41 (0)
西日本高速道路 エンジニアリング四 国(株)	香川県高松 市	全社(共通)	事務所等	375	-	-	0	8	383	117 (24)
西日本高速道路 サービス・ホール ディングス(株)	大阪市北区	S A・P A	S A・P A 施設	23	0	0	1	38	62	-
西日本高速道路 ロジスティクス(株)	大阪市北区	S A・P A	事務所・営 業建物等	3	0	0	6	2	7	-

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定及び無形固定資産の合計であります。
2. 従業員数の()は臨時従業員数であり、外書きしております。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設の計画について、以下のとおり変更しました。

又、当中間連結会計期間において、新たな設備の新設策定についてはありません。

平成22年9月30日現在

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完了後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社草津P A 他3箇所	滋賀県草津 市他	S A・P A	営業用建物 等	2,947	1,125	自己資金	平成22年4月	平成23年4月	-
当社宮島S A 他1箇所	広島県廿日 市市他	その他	賃貸用建物 等	340	0	自己資金	平成22年4月	平成23年4月	-
西日本高速道路 サービス・ホール ディングス(株)	大阪市北区 他	S A・P A	営業用シス テム等	293	41	自己資金	平成22年4月	平成23年4月	-
西日本高速道 路ロジス ティクス(株)	大阪市北区 他	S A・P A	営業用建物 等	15	4	自己資金	平成22年4月	平成23年4月	-

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、高速自動車国道中央自動車道西宮線等の新設、改築及び修繕並びに一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）の修繕等を通じ総額72,461百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額79,319百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等	帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）	
近畿自動車道 松原那智勝浦線	和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで（改築）	平成22年7月	41,888
近畿自動車道 松原那智勝浦線	和歌山北インターチェンジ（新設）	平成22年9月	22
中国縦貫自動車道	佐用ジャンクション	平成22年9月	160
中国縦貫自動車道	美祢東ジャンクション	平成22年8月	9
中国横断自動車道岡山米子線	岡山県加賀郡吉備中央町岨谷から岡山県加賀郡吉備中央町西まで	平成22年6月	6,166
中国横断自動車道尾道松江線	三刀屋木次インターチェンジ	平成22年4月	339
山陽自動車道吹田山口線	高屋ジャンクション	平成22年9月	48
東九州自動車道	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江から宮崎県西都市大字岡富まで	平成22年7月	17,980
東九州自動車道	末吉財部インターチェンジ	平成22年9月	17
一般国道481号（関西国際空港連絡橋）	大阪府泉佐野市泉州空港北から大阪府泉佐野市りんくう往来北まで（新設）	平成22年7月	911
一般国道481号（西九州自動車道（佐世保道路））	佐世保大塔インターチェンジ	平成22年8月	40
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕	平成22年6月 平成22年9月	11,658
一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）	修繕	平成22年6月 平成22年9月	19
一般国道31号（広島呉道路）	修繕	平成22年6月	0
一般国道201号（八木山バイパス）	修繕	平成22年6月 平成22年9月	8
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害復旧	平成22年6月 平成22年9月	33
一般国道201号（八木山バイパス）	災害復旧	平成22年6月	13
合計	-	79,319	

（注）1．仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2．道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれておりません。

主要な道路資産に係る当連結会計年度の年間賃借料（注）は、全国路線網が379,513百万円、一の路線が3,131百万円、合計382,644百万円にそれぞれ変更されております。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

（注）1．これらの賃借料は、全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画について、当中間連結会計期間において下記のとおり追加・変更しました。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手 (注4)	完了 (注5)
高速自動車国道中央自動車道西宮線	33,363	4,836 [2,263]	平成5年8月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	109,479	7,472 [41,440]	平成9年9月	平成27年3月
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(注6)	2,009,154	60,816 [95,287]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線(注7)	188,991	1,770 [66,254]	平成3年10月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	67,021	24,604 [-]	昭和54年3月	平成33年3月
高速自動車国道中国縦貫自動車道	25,077	1,208 [14,907]	平成16年6月	平成28年3月
高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	27,562	14,723 [7,317]	平成8年7月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	70,144	1,185 [-]	平成18年4月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	23,269	6,626 [7,546]	平成11年1月	平成24年3月
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	3,308	269 [404]	平成5年12月	平成28年3月
高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	56,458	845 [49,166]	平成10年1月	平成22年12月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	1,499	50 [-]	平成11年1月	平成33年3月
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線(注7)	310,031	51,208 [25,349]	平成6年1月	平成33年3月
高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線	614	178 [-]	平成5年12月	平成24年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	15,894	2,369 [2,126]	平成16年6月	平成26年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	7,424	682 [-]	平成18年4月	平成26年3月
高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線(注7)	44,263	- [1,067]	昭和48年9月	平成33年3月
高速自動車国道東九州自動車道	470,132	86,253 [75,971]	平成5年12月	平成29年3月
一般国道1号(第二京阪道路)	109,695	1,683 [102,558]	平成4年11月	平成25年3月
一般国道478号(京都縦貫自動車道)	59,236	9,215 [-]	平成13年6月	平成25年3月
一般国道481号(関西国際空港連絡橋)	37,988	- [37,575]	平成21年4月	平成22年9月
一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))	2,296	2 [1,796]	平成18年4月	平成22年9月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
 3. 当中間連結会計期間末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
 4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に日本道路公団が着手した時期を記載しております。
 5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しております。
 6. 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線のうち、「当面着工しない区間」は、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しないこととしています。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の残事業費を含めて会社の収支予算の明細を算出していることに合わせ、当該区間の建設予定金額の総額に含めて記載しています。
 7. 暫定二車線区間の四車線化事業に係る変更につきましては、平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて（平成21年10月16日閣議決定）により、執行が停止しております。
 8. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の2連結会計年度において最大で11,687百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で46百万円に変更となりました。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年12月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	95,000,000	95,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年9月30日	-	95,000,000	-	47,500	-	47,500

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	94,956,798	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,202	0.05
計	-	95,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,999,900	949,999	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	95,000,000	-	-
総株主の議決権	-	949,999	-

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
取締役 専務執行役員	-	酒井 和広	昭和24年12月9日	昭和49年 4月 日本道路公団入社 平成15年 5月 同 東京建設局長 平成16年 4月 同 民営化総合企画局長 平成17年10月 当社執行役員経営企画本部長 平成20年 6月 当社常務執行役員経営企画本部長 平成22年 9月 当社取締役 専務執行役員（現在）	(注) 2	-	平成22年9月3日
取締役 専務執行役員	-	奥平 聖	昭和26年 6月29日	昭和49年 4月 建設省（現 国土交通省）入省 平成11年 9月 同 関東地方建設局企画部長 平成13年11月 国土交通省 関東地方整備局企画部長 平成14年 7月 同 北海道局地政課長 平成16年10月 同 北海道開発局開発監理部次長 平成18年 4月 同 大臣官房審議官（北海道局） 平成20年 7月 同 北海道局長 平成22年 8月 同 大臣官房付 平成22年 9月 当社取締役 専務執行役員（現在）	(注) 2	-	平成22年9月3日
取締役 常務執行役員	-	大津 健次	昭和24年 5月29日	昭和50年 4月 日本道路公団入社 平成16年 4月 同 東京建設局長 平成17年 7月 同 関東第一支社長 平成17年10月 当社本社調査役 平成18年 2月 同 関西支社調査役 平成19年 4月 西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社代表取締役専務 平成21年 6月 当社常務執行役員保全サービス事業本部長 平成22年 9月 当社取締役 常務執行役員（現在）	(注) 2	-	平成22年9月3日
監査役 (常勤)	-	赤松 健	昭和26年 1月30日	昭和49年 4月 株式会社三和銀行入行 平成 8年 4月 同 心斎橋支店長 平成11年10月 三和カードサービス株式会社（現 三菱UFJニコス）取締役 大阪支店長（出向） 平成13年 4月 株式会社大京 経理部長（出向） 平成13年12月 三信株式会社 総務部長（出向） 平成14年 3月 三信株式会社（転籍） 平成14年12月 同 執行役員総務部長 平成15年 6月 同 取締役総務部長 平成15年10月 三信東栄株式会社 常務取締役管理本部長 平成18年10月 エムエステイ保険サービス株式会社 常務取締役管理本部副 部長 平成21年 4月 同 常務取締役大阪営業本部長 平成21年 6月 同 専務取締役大阪営業本部長 平成22年 9月 当社監査役（常勤）（現在）	(注) 3	-	平成22年9月3日

(注) 1. 監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 平成22年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

3. 平成22年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常務取締役	-	高田 邦彦	平成22年9月3日
監査役 (常勤)	-	浦野 正幸	平成22年9月3日

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役 常務執行役員	-	取締役	-	河本 造	平成22年9月3日

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、前中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しております。
- なお、前中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）及び当中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	54,555	23,165	28,145
高速道路事業営業未収入金	50,198	57,688	46,981
短期貸付金	33	8,034	1,032
有価証券	43,160	-	53,350
仕掛道路資産	387,349	292,966	299,790
その他	37,523	26,737	38,229
貸倒引当金	30	28	23
流動資産合計	572,789	408,564	467,506
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	65,224	70,189	67,500
減価償却累計額	12,544	15,015	13,563
減損損失累計額	90	195	90
建物及び構築物(純額)	52,588	54,978	53,846
機械装置及び運搬具	92,946	103,953	103,242
減価償却累計額	36,390	47,610	41,749
機械装置及び運搬具(純額)	56,555	56,342	61,492
土地	84,405	84,111	84,318
その他	13,707	15,770	14,620
減価償却累計額	4,887	6,068	5,328
その他(純額)	8,819	9,702	9,291
有形固定資産合計	202,369	205,135	208,949
無形固定資産	7,295	9,230	9,440
投資その他の資産			
長期前払費用	1,878	1,640	1,803
その他	2 6,736	2 6,532	2 6,502
貸倒引当金	489	460	473
投資その他の資産合計	8,125	7,712	7,832
固定資産合計	217,790	222,079	226,222
繰延資産	663	546	586
資産合計	1 791,242	1 631,189	1 694,315

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	52,486	54,606	81,668
1年内返済予定の長期借入金	144	146	144
未払法人税等	9,794	7,309	6,869
前受金	3,129	2,520	2,772
賞与引当金	3,917	3,909	3,207
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	229	179	201
回数券払戻引当金	213	189	195
その他	47,267	25,705	49,083
流動負債合計	117,183	94,566	144,142
固定負債			
道路建設関係社債	323,085	289,541	289,481
道路建設関係長期借入金	107,682	-	20,704
長期借入金	350	202	277
退職給付引当金	60,362	61,958	61,507
役員退職慰労引当金	197	197	230
ETCマイレージサービス引当金	6,699	6,340	5,876
負ののれん	-	7,149	7,356
その他	24,310	15,295	16,445
固定負債合計	522,687	380,685	401,880
負債合計	639,870	475,251	546,022
純資産の部			
株主資本			
資本金	47,500	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497	55,497
利益剰余金	45,547	49,842	42,281
株主資本合計	148,545	152,839	145,278
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	14	17	10
評価・換算差額等合計	14	17	10
少数株主持分	2,842	3,115	3,024
純資産合計	151,372	155,937	148,292
負債・純資産合計	791,242	631,189	694,315

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業収益	348,263	384,865	868,057
営業費用			
道路資産賃借料	179,635	192,385	367,648
高速道路等事業管理費及び売上原価	123,030	153,466	434,986
販売費及び一般管理費	1 26,315	1 26,158	1 52,359
営業費用合計	328,980	372,010	854,994
営業利益	19,282	12,854	13,062
営業外収益			
受取利息	56	15	108
受取配当金	3	4	4
負ののれん償却額	204	207	409
土地物件貸付料	274	264	539
消費税等納付差額金	104	-	-
持分法による投資利益	44	6	149
工事負担金等受入額	-	-	913
保険解約返戻金	-	-	404
その他	324	254	694
営業外収益合計	1,012	752	3,223
営業外費用			
支払利息	16	14	25
回数券払戻損	52	-	57
たな卸資産処分損	-	109	108
その他	40	56	61
営業外費用合計	109	180	252
経常利益	20,185	13,427	16,034
特別利益			
前期損益修正益	-	2 25	2 207
固定資産売却益	3 72	3 10	3 81
その他	22	0	49
特別利益合計	95	36	338
特別損失			
前期損益修正損	4 1,476	-	4 1,476
固定資産売却損	5 3	5 49	5 27
固定資産除却損	6 14	6 8	6 28
減損損失	-	7 338	-
その他	68	50	121
特別損失合計	1,562	447	1,654
税金等調整前中間純利益	18,718	13,016	14,718
法人税、住民税及び事業税	9,198	6,819	8,493
法人税等調整額	465	1,399	675
法人税等合計	8,732	5,419	7,817
少数株主損益調整前中間純利益	-	7,597	-
少数株主利益又は少数株主損失()	7	35	174
中間純利益	9,993	7,561	6,726

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の要約連 結株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	47,500	47,500	47,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500	47,500
資本剰余金			
前期末残高	55,497	55,497	55,497
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	55,497	55,497	55,497
利益剰余金			
前期末残高	35,554	42,281	35,554
当中間期変動額			
中間純利益	9,993	7,561	6,726
当中間期変動額合計	9,993	7,561	6,726
当中間期末残高	45,547	49,842	42,281
株主資本合計			
前期末残高	138,551	145,278	138,551
当中間期変動額			
中間純利益	9,993	7,561	6,726
当中間期変動額合計	9,993	7,561	6,726
当中間期末残高	148,545	152,839	145,278
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	9	10	9
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4	7	0
当中間期変動額合計	4	7	0
当中間期末残高	14	17	10
評価・換算差額等合計			
前期末残高	9	10	9
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4	7	0
当中間期変動額合計	4	7	0
当中間期末残高	14	17	10
少数株主持分			
前期末残高	2,968	3,024	2,968
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	126	91	55
当中間期変動額合計	126	91	55
当中間期末残高	2,842	3,115	3,024
純資産合計			
前期末残高	141,510	148,292	141,510
当中間期変動額			
中間純利益	9,993	7,561	6,726
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	131	83	55
当中間期変動額合計	9,861	7,645	6,781
当中間期末残高	151,372	155,937	148,292

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	18,718	13,016	14,718
減価償却費	8,684	9,764	17,752
減損損失	-	338	-
負ののれん償却額	204	207	409
退職給付引当金の増減額（は減少）	755	440	1,874
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	10	33	44
賞与引当金の増減額（は減少）	503	698	207
ETCマイレージサービス引当金の増減額（は減少）	50	464	772
貸倒引当金の増減額（は減少）	83	7	106
受取利息及び受取配当金	60	20	112
支払利息	2,789	2,447	5,698
固定資産売却損益（は益）	69	39	53
固定資産除却損	196	319	905
売上債権の増減額（は増加）	28,458	2,308	17,064
たな卸資産の増減額（は増加）	95,798	5,686	7,198
仕入債務の増減額（は減少）	15,740	30,835	10,142
その他	12,968	2,041	17,957
小計	38,821	2,379	77,297
利息及び配当金の受取額	62	27	121
利息の支払額	2,740	2,751	5,619
法人税等の支払額	2,143	6,523	4,353
法人税等の還付額	86	99	11
営業活動によるキャッシュ・フロー	43,556	6,769	67,435
投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	12,178	20,136	17,529
固定資産の売却による収入	107	128	254
投資有価証券の取得による支出	16	37	50
投資有価証券の売却による収入	9	-	9
関係会社株式の取得による支出	3	-	3
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	51	-
その他	96	18	162
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,984	20,013	17,158
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入れによる収入	87,682	40,000	141,682
長期借入金の返済による支出	31,278	60,776	172,328
道路建設関係社債発行による収入	54,795	24,946	115,985
道路建設関係社債償還による支出	25,000	25,000	120,000
その他	185	217	361
財務活動によるキャッシュ・フロー	86,014	21,047	35,023
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	30,473	47,829	15,253
現金及び現金同等物の期首残高	67,241	82,495	67,241
現金及び現金同等物の中間期末残高	97,715	34,665	82,495

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 31,278百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 30,000百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 95,798百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額46,378百万円が含まれています。

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、道路建設関係社債の償還による支出 25,000百万円及び長期借入金の返済による支出 60,776百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 25,000百万円及び 60,704百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額5,686百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額79,319百万円が含まれています。

前連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、道路建設関係社債の償還による支出 120,000百万円及び長期借入金の返済による支出 172,328百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 120,000百万円及び 170,978百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 7,198百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額266,454百万円が含まれています。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社数 18社</p> <p>連結子会社の名称 西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、西日本高速道路ロジスティックス(株)、西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)、西日本高速道路ビジネスサポート(株)</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社数 19社</p> <p>連結子会社の名称 西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、西日本高速道路ロジスティックス(株)、西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)、西日本高速道路ビジネスサポート(株)、芦有ドライブウェイ(株)</p> <p>芦有ドライブウェイ(株)は株式の取得に伴い当中間連結会計期間より子会社として連結の範囲に含めています。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社数 18社</p> <p>連結子会社の名称 西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、西日本高速道路ロジスティックス(株)、西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)、西日本高速道路ビジネスサポート(株)</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 5社</p> <p>会社の名称 九州高速道路ターミナル(株)、(株)NEXCOシステムズ、(株)高速道路総合技術研究所、(株)NEXCO保険サービス、ハイウェイ・トール・システム(株)</p> <p>(2) 持分法を適用していない関連会社数 1社</p> <p>会社の名称 T S K(株)</p> <p>(持分法を適用しない理由) 持分法を適用していない関連会社(T S K(株))は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 5社</p> <p>会社の名称 同左</p> <p>(2) 持分法を適用していない関連会社数 1社</p> <p>会社の名称 同左</p> <p>(持分法を適用しない理由) 同左</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 5社</p> <p>会社の名称 同左</p> <p>(2) 持分法を適用していない関連会社数 1社</p> <p>会社の名称 同左</p> <p>(持分法を適用しない理由) 持分法を適用していない関連会社(T S K(株))は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。</p>
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一です。</p>	<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>同左</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一です。</p>

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 主として移動平均法による原価法によっています。</p> <p>たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。</p> <p>仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。</p> <p>なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。</p> <p>商品・原材料及び貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっています。</p> <p>たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>商品・原材料及び貯蔵品 主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。 (会計方針の変更) 当社及び一部の連結子会社は、従来たな卸資産の評価方法について最終仕入原価法によってきましたが、当中間連結会計期間より個別法に変更しています。</p> <p>この変更は、商品・原材料及び貯蔵品の管理状況に鑑み、その実態を会計上より適切に反映させることを目的としたものです。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微です。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>商品・原材料及び貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。</p>

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)						
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。 リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。 賞与引当金 従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しています。 ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。</p>	建物	8～50年	構築物	10～50年	機械装置	5～10年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>リース資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>回数券払戻引当金 同左</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>リース資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。 ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>回数券払戻引当金 同左</p>
建物	8～50年							
構築物	10～50年							
機械装置	5～10年							

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。</p> <p>なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額を費用処理しています。</p> <p>(追加情報)</p> <p>数理計算上の差異について、連結子会社のうち2社は、従来、各年度の発生額の金額的重要性が乏しかったため発生年度に費用処理する方法を採用していましたが、金額的重要性が増したため、前連結会計年度の下期において、原則的処理方法である平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で按分する定額法に変更しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微です。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間期末要支給額を計上しています。</p> <p>ETCマイレージサービス引当金</p> <p>ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。</p> <p>なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額を費用処理しています。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>同左</p> <p>ETCマイレージサービス引当金</p> <p>同左</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。</p> <p>なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額を費用処理しています。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準委員会平成20年7月31日企業会計基準第19号）を適用しています。</p> <p>連結子会社のうち2社は割引率の変更を行っていますが、数理計算上の差異を翌連結会計年度から償却するため、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は113百万円です。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。</p> <p>ETCマイレージサービス引当金</p> <p>ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。</p>

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。 なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。</p> <p>(会計方針の変更) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負工事50億円以上かつ工期2年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成19年12月27日 企業会計基準第15号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成19年12月27日 企業会計基準適用指針第18号）を当中間連結会計期間より適用し、当中間連結会計期間に着手した工事契約から、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。 この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等の営業収益に与える影響は軽微であり、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方税の会計処理は、税抜方式によっています。 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。</p>	<p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。 なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。</p> <p>(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>	<p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。 なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。</p> <p>(会計方針の変更) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負工事50億円以上かつ工期2年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成19年12月27日 企業会計基準第15号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成19年12月27日 企業会計基準適用指針第18号）を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。 これにより、従来と同一の方法によった場合に比べ、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等の営業収益は140百万円増加したものの、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。		5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当中間連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年3月31日企業会計基準第18号)及び、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成20年3月31日企業会計基準適用指針第21号)を適用しています。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ8百万円、税金等調整前中間純利益は37百万円減少しています。</p> <p>(「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用)</p> <p>当中間連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年3月10日公表分企業会計基準第16号)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成20年3月10日実務対応報告第24号)を適用しています。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p> <p>(企業結合に関する会計基準等の適用)</p> <p>当中間連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年12月26日企業会計基準第21号)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年12月26日企業会計基準第22号)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準委員会平成20年12月26日企業会計基準第23号)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年12月26日企業会計基準第7号)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年12月26日公表分企業会計基準第16号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会平成20年12月26日企業会計基準適用指針第10号)を適用しています。</p>	

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1. 前中間連結会計期間末まで区分掲記していました「負のれん」(当中間連結会計期間末の残高は7,561百万円)は、負債及び純資産の合計額の100分の1以下となったため、固定負債の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1. 前中間連結会計期間まで営業外収益の「その他」に含めて表示していました「消費税等納付差額金」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。 なお、前中間連結会計期間の「消費税等納付差額金」は64百万円です。</p> <p>2. 前中間連結会計期間まで区分掲記していました「違約金収入」(当中間連結会計期間は3百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>3. 前中間連結会計期間まで営業外費用の「その他」に含めて表示していました「回数券払戻損」は営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。 なお、前中間連結会計期間の「回数券払戻損」は18百万円です。</p> <p>4. 前中間連結会計期間まで区分掲記していました「支払補償費」(当中間連結会計期間は4百万円)及び「たな卸資産処分損」(当中間連結会計期間は0百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示することにしました。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1. 前中間連結会計期間末まで区分掲記していました「有価証券」(当中間連結会計期間末の残高は3,500百万円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>2. 前中間連結会計期間末まで固定負債の「その他」に含めて表示していました「負のれん」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しています。 なお、前中間連結会計期間末の「負のれん」は7,561百万円です。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1. 前中間連結会計期間まで区分掲記していました「回数券払戻損」(当中間連結会計期間は10百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>2. 前中間連結会計期間まで営業外費用の「その他」に含めて表示していました「たな卸資産処分損」は営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。 なお、前中間連結会計期間の「たな卸資産処分損」は0百万円です。</p> <p>3. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第22号)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」の科目で表示しています。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																				
<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債323,085百万円(額面324,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設社債70,000百万円(額面70,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 関連会社に対するものは、次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>投資その他の資産 (その他)</td> <td>1,497百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(うち、共同支配企業に対する投資の金額873百万円)</td> </tr> </table> <p>3. 偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table> <tr> <td>(独)日本高速道路 保有・債務返済機構</td> <td>6,753,786百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td>32,579百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>20,563百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,806,928百万円</td> </tr> </table>	投資その他の資産 (その他)	1,497百万円	(うち、共同支配企業に対する投資の金額873百万円)		(独)日本高速道路 保有・債務返済機構	6,753,786百万円	東日本高速道路(株)	32,579百万円	中日本高速道路(株)	20,563百万円	計	6,806,928百万円	<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債289,541百万円(額面290,400百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設社債145,000百万円(額面145,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 関連会社に対するものは、次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>投資その他の資産 (その他)</td> <td>1,603百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(うち、共同支配企業に対する投資の金額922百万円)</td> </tr> </table> <p>3. 偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table> <tr> <td>(独)日本高速道路 保有・債務返済機構</td> <td>5,222,851百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td>23,532百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>14,830百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,261,214百万円</td> </tr> </table>	投資その他の資産 (その他)	1,603百万円	(うち、共同支配企業に対する投資の金額922百万円)		(独)日本高速道路 保有・債務返済機構	5,222,851百万円	東日本高速道路(株)	23,532百万円	中日本高速道路(株)	14,830百万円	計	5,261,214百万円	<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債289,481百万円(額面290,400百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設社債145,000百万円(額面145,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>投資その他の資産 (その他)</td> <td>1,608百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(うち、共同支配企業に対する投資の金額952百万円)</td> </tr> </table> <p>3. 偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table> <tr> <td>(独)日本高速道路保 有・債務返済機構</td> <td>5,881,019百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td>27,637百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>17,776百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,926,434百万円</td> </tr> </table>	投資その他の資産 (その他)	1,608百万円	(うち、共同支配企業に対する投資の金額952百万円)		(独)日本高速道路保 有・債務返済機構	5,881,019百万円	東日本高速道路(株)	27,637百万円	中日本高速道路(株)	17,776百万円	計	5,926,434百万円
投資その他の資産 (その他)	1,497百万円																																					
(うち、共同支配企業に対する投資の金額873百万円)																																						
(独)日本高速道路 保有・債務返済機構	6,753,786百万円																																					
東日本高速道路(株)	32,579百万円																																					
中日本高速道路(株)	20,563百万円																																					
計	6,806,928百万円																																					
投資その他の資産 (その他)	1,603百万円																																					
(うち、共同支配企業に対する投資の金額922百万円)																																						
(独)日本高速道路 保有・債務返済機構	5,222,851百万円																																					
東日本高速道路(株)	23,532百万円																																					
中日本高速道路(株)	14,830百万円																																					
計	5,261,214百万円																																					
投資その他の資産 (その他)	1,608百万円																																					
(うち、共同支配企業に対する投資の金額952百万円)																																						
(独)日本高速道路保 有・債務返済機構	5,881,019百万円																																					
東日本高速道路(株)	27,637百万円																																					
中日本高速道路(株)	17,776百万円																																					
計	5,926,434百万円																																					

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																		
<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当中間連結会計期間に引き渡した道路建設関係長期借入金30,000百万円及び道路建設関係社債25,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構 15,254百万円</p> <p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構 256,000百万円</p> <p>4. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	100,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	100,000百万円	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当中間連結会計期間に引き渡した道路建設関係長期借入金60,704百万円及び道路建設関係社債25,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構 12,909百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構 476,682百万円</p> <p>4. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	100,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	100,000百万円	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金170,978百万円及び道路建設関係社債120,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構 14,081百万円</p> <p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構 430,978百万円</p> <p>4. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当連結会計期間年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	100,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	100,000百万円
当座貸越極度額	100,000百万円																			
借入実行残高	- 百万円																			
差引額	100,000百万円																			
当座貸越極度額	100,000百万円																			
借入実行残高	- 百万円																			
差引額	100,000百万円																			
当座貸越極度額	100,000百万円																			
借入実行残高	- 百万円																			
差引額	100,000百万円																			

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																																																												
<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費用及び金額は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr><td>給与手当</td><td>4,547百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>774百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>回数券払戻引当金繰入額</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>E T Cマイレージサービス引当金繰入額</td><td>6,699百万円</td></tr> <tr><td>利用促進費</td><td>7,287百万円</td></tr> </table> <p>3. 固定資産売却益の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>機械装置及び車両運搬具</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>57百万円</td></tr> </table> <p>4. 前期損益修正損 1,476百万円 過年度における固定資産計上額の修正によるものです。</p> <p>5. 固定資産売却損の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>機械装置及び車両運搬具</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>6. 固定資産除却損の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>建物及び構築物</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td>0百万円</td></tr> </table>	給与手当	4,547百万円	賞与引当金繰入額	774百万円	役員退職慰労引当金繰入額	34百万円	回数券払戻引当金繰入額	11百万円	E T Cマイレージサービス引当金繰入額	6,699百万円	利用促進費	7,287百万円	機械装置及び車両運搬具	14百万円	土地	57百万円	機械装置及び車両運搬具	1百万円	土地	1百万円	その他(工具器具備品)	0百万円	建物及び構築物	13百万円	その他(工具器具備品)	0百万円	<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費用及び金額は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr><td>給与手当</td><td>4,880百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>951百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>40百万円</td></tr> <tr><td>E T Cマイレージサービス引当金繰入額</td><td>6,340百万円</td></tr> <tr><td>利用促進費</td><td>8,015百万円</td></tr> </table> <p>2. 前期損益修正益 25百万円 主に過年度におけるたな卸資産計上額の修正によるものです。</p> <p>3. 固定資産売却益の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>5. 固定資産売却損の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>49百万円</td></tr> </table> <p>6. 固定資産除却損の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>建物及び構築物</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産(ソフトウェア)</td><td>3百万円</td></tr> </table> <p>7. 減損損失 当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口県下関市 壇之浦町ほか</td> <td>遊休資産</td> <td>建物及び構築物、土地</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業用資産については、事業区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っていません。</p> <p>当中間連結会計期間において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(338百万円)として特別損失に計上しています。その内訳は、建物及び構築物105百万円、土地233百万円です。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、売却が困難である遊休資産については備忘価額をもって評価しています。</p>	給与手当	4,880百万円	賞与引当金繰入額	951百万円	役員退職慰労引当金繰入額	40百万円	E T Cマイレージサービス引当金繰入額	6,340百万円	利用促進費	8,015百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	土地	10百万円	無形固定資産	0百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	土地	49百万円	建物及び構築物	2百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	その他(工具器具備品)	2百万円	無形固定資産(ソフトウェア)	3百万円	場所	用途	種類	山口県下関市 壇之浦町ほか	遊休資産	建物及び構築物、土地	<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費用及び金額は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr><td>給与手当</td><td>9,130百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>731百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>69百万円</td></tr> <tr><td>回数券払戻引当金繰入額</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>E T Cマイレージサービス引当金繰入額</td><td>5,876百万円</td></tr> <tr><td>利用促進費</td><td>21,525百万円</td></tr> </table> <p>2. 前期損益修正益 207百万円 過年度における減価償却費計上額の修正によるものです。</p> <p>3. 固定資産売却益の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>60百万円</td></tr> </table> <p>4. 前期損益修正損 1,476百万円 過年度における固定資産計上額の修正によるものです。</p> <p>5. 固定資産売却損の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>建物及び構築物</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>6. 固定資産除却損の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>建物及び構築物</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産(ソフトウェア)</td><td>1百万円</td></tr> </table>	給与手当	9,130百万円	賞与引当金繰入額	731百万円	役員退職慰労引当金繰入額	69百万円	回数券払戻引当金繰入額	11百万円	E T Cマイレージサービス引当金繰入額	5,876百万円	利用促進費	21,525百万円	機械装置及び運搬具	21百万円	土地	60百万円	建物及び構築物	0百万円	機械装置及び運搬具	4百万円	土地	22百万円	その他(工具器具備品)	0百万円	建物及び構築物	22百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	その他(工具器具備品)	4百万円	無形固定資産(ソフトウェア)	1百万円
給与手当	4,547百万円																																																																																													
賞与引当金繰入額	774百万円																																																																																													
役員退職慰労引当金繰入額	34百万円																																																																																													
回数券払戻引当金繰入額	11百万円																																																																																													
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	6,699百万円																																																																																													
利用促進費	7,287百万円																																																																																													
機械装置及び車両運搬具	14百万円																																																																																													
土地	57百万円																																																																																													
機械装置及び車両運搬具	1百万円																																																																																													
土地	1百万円																																																																																													
その他(工具器具備品)	0百万円																																																																																													
建物及び構築物	13百万円																																																																																													
その他(工具器具備品)	0百万円																																																																																													
給与手当	4,880百万円																																																																																													
賞与引当金繰入額	951百万円																																																																																													
役員退職慰労引当金繰入額	40百万円																																																																																													
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	6,340百万円																																																																																													
利用促進費	8,015百万円																																																																																													
機械装置及び運搬具	0百万円																																																																																													
土地	10百万円																																																																																													
無形固定資産	0百万円																																																																																													
機械装置及び運搬具	0百万円																																																																																													
土地	49百万円																																																																																													
建物及び構築物	2百万円																																																																																													
機械装置及び運搬具	0百万円																																																																																													
その他(工具器具備品)	2百万円																																																																																													
無形固定資産(ソフトウェア)	3百万円																																																																																													
場所	用途	種類																																																																																												
山口県下関市 壇之浦町ほか	遊休資産	建物及び構築物、土地																																																																																												
給与手当	9,130百万円																																																																																													
賞与引当金繰入額	731百万円																																																																																													
役員退職慰労引当金繰入額	69百万円																																																																																													
回数券払戻引当金繰入額	11百万円																																																																																													
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	5,876百万円																																																																																													
利用促進費	21,525百万円																																																																																													
機械装置及び運搬具	21百万円																																																																																													
土地	60百万円																																																																																													
建物及び構築物	0百万円																																																																																													
機械装置及び運搬具	4百万円																																																																																													
土地	22百万円																																																																																													
その他(工具器具備品)	0百万円																																																																																													
建物及び構築物	22百万円																																																																																													
機械装置及び運搬具	0百万円																																																																																													
その他(工具器具備品)	4百万円																																																																																													
無形固定資産(ソフトウェア)	1百万円																																																																																													

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 (平成22年3月31日現在)
現金及び預金勘定 54,555百万円	現金及び預金勘定 23,165百万円	現金及び預金勘定 28,145百万円
預入期間3ヶ月以内の 譲渡性預金(有価証券 勘定) 43,160百万円	契約期間3ヶ月以内の 売戻条件付現先(短期 貸付金勘定) 8,000百万円	契約期間3ヶ月以内の 売戻条件付現先(短期 貸付金勘定) 1,000百万円
現金及び現金同等物 97,715百万円	預入期間3ヶ月以内の 譲渡性預金(その他 (有価証券勘定)) 3,500百万円	預入期間3ヶ月以内の 譲渡性預金(有価証券 勘定) 53,350百万円
	現金及び現金同等物 34,665百万円	現金及び現金同等物 82,495百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)				当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)				前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			
(借主側) 1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械装置及び運搬具 その他(工具器具備品) 無形固定資産(ソフトウェア)	312 2,028 104	135 1,271 57	177 756 46	機械装置及び運搬具 その他(工具器具備品) 無形固定資産(ソフトウェア)	308 1,544 101	193 1,190 76	115 353 25	機械装置及び運搬具 その他(工具器具備品) 無形固定資産(ソフトウェア)	312 1,682 111	166 1,154 71	146 527 39
合計	2,445	1,464	980	合計	1,954	1,461	493	合計	2,106	1,392	713
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 488百万円 1年超 492百万円 合計 980百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 312百万円 減価償却費相当額 312百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 337百万円 1年超 156百万円 合計 493百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 230百万円 減価償却費相当額 230百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 422百万円 1年超 290百万円 合計 713百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 580百万円 減価償却費相当額 580百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左			

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																				
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>383,482百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>21,192,107百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,575,589百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>261百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>842百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,104百万円</td> </tr> </table>	1年以内	383,482百万円	1年超	21,192,107百万円	合計	21,575,589百万円	1年以内	261百万円	1年超	842百万円	合計	1,104百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>423,975百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>20,774,775百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,198,751百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>322百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,020百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,343百万円</td> </tr> </table>	1年以内	423,975百万円	1年超	20,774,775百万円	合計	21,198,751百万円	1年以内	322百万円	1年超	1,020百万円	合計	1,343百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>382,644百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>21,004,931百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,387,576百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>284百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>864百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,149百万円</td> </tr> </table>	1年以内	382,644百万円	1年超	21,004,931百万円	合計	21,387,576百万円	1年以内	284百万円	1年超	864百万円	合計	1,149百万円
1年以内	383,482百万円																																					
1年超	21,192,107百万円																																					
合計	21,575,589百万円																																					
1年以内	261百万円																																					
1年超	842百万円																																					
合計	1,104百万円																																					
1年以内	423,975百万円																																					
1年超	20,774,775百万円																																					
合計	21,198,751百万円																																					
1年以内	322百万円																																					
1年超	1,020百万円																																					
合計	1,343百万円																																					
1年以内	382,644百万円																																					
1年超	21,004,931百万円																																					
合計	21,387,576百万円																																					
1年以内	284百万円																																					
1年超	864百万円																																					
合計	1,149百万円																																					

(金融商品関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません(注)2.参照)。

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	23,165	23,165	-
(2) 高速道路事業営業未収入金	57,688	57,688	-
貸倒引当金(*)	28	28	-
	57,659	57,659	-
(3) 有価証券	3,500	3,500	-
(4) 投資有価証券	24	24	-
資産計	84,349	84,349	-
(1) 高速道路事業営業未払金	54,606	54,606	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	146	151	4
(3) 道路建設関係社債	289,541	311,763	22,222
(4) 長期借入金	202	202	0
負債計	344,498	366,723	22,225

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券

これらは譲渡性預金であり、すべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっています。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

固定金利で借り入れている借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、変動金利の利率の見直しが8月末であり帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格により算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	1,833

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めていません。

前連結会計年度末（平成22年3月31日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	28,145	28,145	-
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	46,981 23	46,981 23	- -
	46,958	46,958	-
(3) 有価証券	53,350	53,350	-
(4) 投資有価証券	30	30	-
資産計	128,483	128,483	-
(1) 高速道路事業営業未払金	81,668	81,668	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	144	150	5
(3) 道路建設関係社債	289,481	301,972	12,490
(4) 道路建設関係長期借入金	20,704	20,716	12
(5) 長期借入金	277	276	1
負債計	392,276	404,784	12,508

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券

これらは譲渡性預金であり、すべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっています。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 道路建設関係長期借入金、(5) 長期借入金

固定金利で借り入れている借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、変動金利の利率の見直しが2月末であり帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格により算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	1,799

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めていません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日 企業会計基準第10号)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日 企業会計基準適用指針第19号)を適用しています。

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成21年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	20	30	9
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	20	30	9
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1	1	0
	(2) 債券	300	300	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	301	301	0
合計		322	331	9

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 譲渡性預金 非上場株式	43,160 157
合計	43,317

3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券 国債・地方債等 その他	300 -	- -	- -	- -
(2) その他	43,160	-	-	-
合計	43,460	-	-	-

当中間連結会計期間末（平成22年9月30日）

1. その他有価証券

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	23	20	3
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	23	20	3
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	0	1	0
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	0	1	0
合計		24	22	2

前連結会計年度末（平成22年3月31日）

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計 上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	(1) 株式	29	20	8
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	29	20	8
連結貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	(1) 株式	1	1	0
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1	1	0
合計		30	22	8

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成21年9月30日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

前連結会計年度末(平成22年3月31日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表に計上しているもの

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度末残高(注)	211百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	15百万円
時の経過による調整額	2百万円
当中間連結会計期間末残高	<u>229百万円</u>

(注) 当中間連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年3月31日企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成20年3月31日企業会計基準適用指針第21号)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当中間連結会計期間の期首における残高を記載しています。

(賃貸等不動産関係)

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する中間連結貸借対照表計上額、当中間連結会計期間増減額及び時価は、次のとおりです。

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)			当中間連結会計期間末の時価 (百万円)
	前連結会計年度末 残高	当中間連結会計期間 増減額	当中間連結会計期間 末残高	
賃貸等不動産	3,166	422	2,744	2,616
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	86,831	1,023	87,855	87,294

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
2. 賃貸等不動産の当中間連結会計期間増減額のうち、主な増加額はサービスエリア、パーキングエリアの建物(971百万円)及び建設仮勘定(1,135百万円)であり、主な減少額は減価償却費(667百万円)及び減損損失(338百万円)です。
3. 当中間連結会計期間末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した金額です。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっています。

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価(百万円)
	前連結会計年度末 残高	当連結会計年度増 減額	当連結会計年度末 残高	
賃貸等不動産	3,223	57	3,166	2,999
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	87,100	268	86,831	87,107

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な増加額はサービスエリア、パーキングエリアの建物(932百万円)であり、主な減少額は減価償却費(1,458百万円)です。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)です。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年11月28日企業会計基準第20号)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成20年11月28日企業会計基準適用指針第23号)を適用しています。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	S A・P A事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	313,553	18,785	13,271	2,653	348,263	-	348,263
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	12	-	4	144	161	(161)	-
計	313,565	18,785	13,276	2,797	348,425	(161)	348,263
営業費用	298,011	18,788	9,317	3,013	329,130	(149)	328,980
営業利益又は営業損失()	15,553	2	3,958	215	19,294	12	19,282

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らして事業区分を行っています。

2. 各事業区分の主な事業内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
S A・P A事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業等

3. 会計方針の変更

工事契約に関する会計基準

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負工事50億円以上かつ工期2年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準第15号)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準適用指針第18号)を当中間連結会計期間より適用し、当中間連結会計期間に着手した工事契約から、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

これによるセグメント情報に与える影響はありません。

4. 追加情報

退職給付引当金

数理計算上の差異について、連結子会社のうち2社は、従来、各年度の発生額の金額的重要性が乏しかったため発生年度に費用処理する方法を採用していましたが、金額的重要性が増したため、前連結会計年度の下期において原則的処理方法である平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で按分する定額法に変更しました。

これによるセグメント情報に与える影響は軽微です。

前連結会計年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	S A・P A事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	793,879	42,855	25,210	6,112	868,057	-	868,057
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	27	-	23	379	430	(430)	-
計	793,906	42,855	25,234	6,491	868,488	(430)	868,057
営業費用	787,937	42,874	17,784	6,845	855,441	(446)	854,994
営業利益又は営業損失()	5,969	18	7,449	353	13,047	15	13,062

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らして事業区分を行っています。

2. 各事業区分の主な事業内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
S A・P A事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業等

3. 会計方針の変更

退職給付引当金

当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3) (企業会計基準委員会平成20年7月31日 企業会計基準第19号)を適用しています。
これによるセグメント情報に与える影響はありません。

工事契約に関する会計基準

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負工事50億円以上かつ工期2年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成19年12月27日 企業会計基準第15号)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成19年12月27日 企業会計基準適用指針第18号)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

これにより、従来と同一の方法によった場合に比べ、「受託事業」の売上高は140百万円増加したものの、営業利益に与える影響はありません。なお、「受託事業」以外のセグメント情報に与える影響はありません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路事業」、「受託事業」、「S A・P A事業」の3つを報告セグメントとし事業を展開しています。「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。「受託事業」は、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っています。「S A・P A事業」は高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。

報告セグメントの利益は、営業利益（のれん償却前）ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路	受託事業	S A・P A	計				
売上高								
外部顧客への売上高	360,136	7,666	13,553	381,356	3,508	384,865	-	384,865
セグメント間の内部売上高 又は振替高	15	-	0	15	177	192	192	-
計	360,151	7,666	13,553	381,372	3,685	385,058	192	384,865
セグメント利益又は損失()	9,113	75	4,089	13,128	263	12,865	10	12,854
セグメント資産	467,708	6,273	102,039	576,021	8,938	584,959	46,230	631,189
その他の項目								
減価償却費	7,834	0	716	8,551	135	8,686	1,077	9,764
負ののれん償却額	207	-	-	207	-	207	-	207
持分法投資利益又は損失()	12	-	-	12	18	6	-	6

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルタント事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 10百万円には、セグメント間取引消去 10百万円が含まれています。

(2) セグメント資産の調整額46,230百万円には、債権の相殺消去 12,888百万円、全社資産59,118百万円が含まれています。

3. セグメント利益又は損失()は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	262,058	79,319	43,486	384,865

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外に外部顧客がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	79,319	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分されていません。当該減損損失は338百万円です。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	207	207
当中間期末残高	7,149	7,149

（追加情報）

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当中間連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成21年3月27日 企業会計基準第17号）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成20年3月21日 企業会計基準適用指針第20号）を適用しています。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

株式取得による芦有ドライブウェイ株式会社の子会社化

企業結合の概要

被取得企業の名称	芦有ドライブウェイ株式会社
取得した事業の内容	一般自動車道事業
企業結合を行った主な理由	事業の拡大を図るため
企業結合日	平成22年7月7日
企業結合の法的形式	他社株式の購入
結合後企業の名称	芦有ドライブウェイ株式会社
取得した議決権比率	51%

中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間
期末日をみなし取得日としているため、業績は含まれておりません。

被取得企業の取得原価

現金64百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産	120百万円
固定資産	74百万円
合計	195百万円

(イ) 負債の額

流動負債	33百万円
固定負債	17百万円
合計	50百万円

企業結合が中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益
計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高	84百万円
営業利益	12百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、当該連結子会社の平成22年6月15日から平成22年9月30日までの
売上高合計並びに営業損益合計の額によっています。

なお、影響の概算額については、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けておりません。

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 1,563.48円	1株当たり純資産額 1,608.66円	1株当たり純資産額 1,529.14円
1株当たり中間純利益金額 105.19円	1株当たり中間純利益金額 79.59円	1株当たり当期純利益金額 70.81円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の計算上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	9,993	7,561	6,726
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	9,993	7,561	6,726
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000	95,000

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																																																																
<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議(社債(財投機関債)600億円以内)に基づき、平成21年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <p>なお、当社は、平成21年12月17日開催の取締役会において、社債(財投機関債)の発行額を800億円以内に変更する決議をいたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>西日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行総額</td> <td>金250億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年0.46パーセント</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>額面100円につき金99円97銭</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成21年10月20日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成24年9月20日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </tbody> </table> <p>(多額な資金の借入)</p> <p>当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議(借入金1,947億円以内)に基づき、平成21年10月1日以降、下記の条件にて借入を行いました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金融機関からの借入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借入先の名称</td> <td>株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関</td> </tr> <tr> <td>借入金額</td> <td>金100億円</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>借入実行日</td> <td>平成21年12月21日</td> </tr> <tr> <td>返済期日</td> <td>平成24年11月30日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </tbody> </table>	区分	西日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	発行総額	金250億円	利率	年0.46パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金99円97銭	払込期日	平成21年10月20日	償還期日	平成24年9月20日	担保	一般担保	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	区分	金融機関からの借入	借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関	借入金額	金100億円	返済方法	満期一括	借入実行日	平成21年12月21日	返済期日	平成24年11月30日	担保	無担保	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成22年3月25日開催の取締役会の決議(社債900億円以内)に基づき、平成22年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>西日本高速道路株式会社第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行総額</td> <td>金300億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年0.227パーセント</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>額面100円につき金100円</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成22年10月13日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成25年9月20日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </tbody> </table> <p>(多額な資金の借入)</p> <p>当社は、平成22年7月29日開催の取締役会の決議(借入金1,319億円以内)に基づき、平成22年10月1日以降、下記の条件にて借入を行いました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金融機関からの借入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借入先の名称</td> <td>株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関</td> </tr> <tr> <td>借入金額</td> <td>金200億円</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>借入実行日</td> <td>平成22年12月14日</td> </tr> <tr> <td>返済期日</td> <td>平成25年11月29日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </tbody> </table>	区分	西日本高速道路株式会社第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	発行総額	金300億円	利率	年0.227パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金100円	払込期日	平成22年10月13日	償還期日	平成25年9月20日	担保	一般担保	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	区分	金融機関からの借入	借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関	借入金額	金200億円	返済方法	満期一括	借入実行日	平成22年12月14日	返済期日	平成25年11月29日	担保	無担保	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成22年3月25日開催の取締役会の決議(社債900億円以内)に基づき、平成22年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>西日本高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行総額</td> <td>金250億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年0.311パーセント</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>額面100円につき金100円</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成22年5月19日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成25年3月19日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </tbody> </table>	区分	西日本高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	発行総額	金250億円	利率	年0.311パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金100円	払込期日	平成22年5月19日	償還期日	平成25年3月19日	担保	一般担保	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受
区分	西日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)																																																																																																	
発行総額	金250億円																																																																																																	
利率	年0.46パーセント																																																																																																	
償還方法	満期一括																																																																																																	
発行価額	額面100円につき金99円97銭																																																																																																	
払込期日	平成21年10月20日																																																																																																	
償還期日	平成24年9月20日																																																																																																	
担保	一般担保																																																																																																	
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																	
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																	
区分	金融機関からの借入																																																																																																	
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関																																																																																																	
借入金額	金100億円																																																																																																	
返済方法	満期一括																																																																																																	
借入実行日	平成21年12月21日																																																																																																	
返済期日	平成24年11月30日																																																																																																	
担保	無担保																																																																																																	
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																	
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																	
区分	西日本高速道路株式会社第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)																																																																																																	
発行総額	金300億円																																																																																																	
利率	年0.227パーセント																																																																																																	
償還方法	満期一括																																																																																																	
発行価額	額面100円につき金100円																																																																																																	
払込期日	平成22年10月13日																																																																																																	
償還期日	平成25年9月20日																																																																																																	
担保	一般担保																																																																																																	
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																	
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																	
区分	金融機関からの借入																																																																																																	
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関																																																																																																	
借入金額	金200億円																																																																																																	
返済方法	満期一括																																																																																																	
借入実行日	平成22年12月14日																																																																																																	
返済期日	平成25年11月29日																																																																																																	
担保	無担保																																																																																																	
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																	
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																	
区分	西日本高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)																																																																																																	
発行総額	金250億円																																																																																																	
利率	年0.311パーセント																																																																																																	
償還方法	満期一括																																																																																																	
発行価額	額面100円につき金100円																																																																																																	
払込期日	平成22年5月19日																																																																																																	
償還期日	平成25年3月19日																																																																																																	
担保	一般担保																																																																																																	
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																	
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																	

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																		
	<p>(重要な子会社の設立)</p> <p>当社は、平成22年12月16日開催の取締役会において、100%子会社であるNEXCO - West USA, Incを平成23年1月に設立することを決議いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="564 315 970 647"> <tr> <td>目的</td> <td>海外販事業の一環として、アメリカ合衆国での事業拡大を目指して、子会社を設立するものです。</td> </tr> <tr> <td>商号</td> <td>NEXCO - West USA, Inc</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>橋梁点検等</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>平成23年1月予定</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>米国コロンビア特別区ワシントンDC</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>937,500ドル</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>1,875株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>(企業結合)</p> <p>1. 当社の平成22年10月21日開催の取締役会の決議に基づき、当社の子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)が、平成22年11月30日に株式会社ハーブスの全発行株式(自己株式を除く)を取得し、連結子会社といたしました。</p> <p>企業結合の概要</p> <table border="1" data-bbox="564 916 970 1196"> <tr> <td>被取得企業の名称</td> <td>株式会社ハーブス</td> </tr> <tr> <td>取得した事業の内容</td> <td>店舗運営事業</td> </tr> <tr> <td>企業結合を行った主な理由</td> <td>事業効率の向上を図るため</td> </tr> <tr> <td>企業結合日</td> <td>平成22年11月30日</td> </tr> <tr> <td>企業結合の法的形式</td> <td>他社株式の購入</td> </tr> <tr> <td>結合後企業の名称</td> <td>株式会社ハーブス</td> </tr> <tr> <td>取得した議決権比率</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>被取得企業の取得原価 現金2,278百万円</p> <p>発生した負ののれんの金額及び発生原因 企業結合時の時価純資産が、取得原価を上回ったことにより、負ののれん発生益が1,740百万円発生する見込みとなっております。</p>	目的	海外販事業の一環として、アメリカ合衆国での事業拡大を目指して、子会社を設立するものです。	商号	NEXCO - West USA, Inc	事業内容	橋梁点検等	設立年月日	平成23年1月予定	所在地	米国コロンビア特別区ワシントンDC	代表者	未定	資本金	937,500ドル	取得する株式の数	1,875株	取得価額	75百万円	取得後の持分比率	100%	被取得企業の名称	株式会社ハーブス	取得した事業の内容	店舗運営事業	企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため	企業結合日	平成22年11月30日	企業結合の法的形式	他社株式の購入	結合後企業の名称	株式会社ハーブス	取得した議決権比率	100%	
目的	海外販事業の一環として、アメリカ合衆国での事業拡大を目指して、子会社を設立するものです。																																			
商号	NEXCO - West USA, Inc																																			
事業内容	橋梁点検等																																			
設立年月日	平成23年1月予定																																			
所在地	米国コロンビア特別区ワシントンDC																																			
代表者	未定																																			
資本金	937,500ドル																																			
取得する株式の数	1,875株																																			
取得価額	75百万円																																			
取得後の持分比率	100%																																			
被取得企業の名称	株式会社ハーブス																																			
取得した事業の内容	店舗運営事業																																			
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため																																			
企業結合日	平成22年11月30日																																			
企業結合の法的形式	他社株式の購入																																			
結合後企業の名称	株式会社ハーブス																																			
取得した議決権比率	100%																																			

前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																												
	<p>2. 当社の平成22年10月21日開催の取締役会の決議に基づき、当社の子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)が、平成22年11月30日に株式会社ポーチェ・オアシスの全発行株式(自己株式を除く)を取得し、連結子会社といたしました。</p> <p style="text-align: center;">企業結合の概要</p> <table border="1" data-bbox="560 405 971 685"> <tr> <td>被取得企業の名称</td> <td>株式会社ポーチェ・オアシス</td> </tr> <tr> <td>取得した事業の内容</td> <td>店舗運営事業</td> </tr> <tr> <td>企業結合を行った主な理由</td> <td>事業効率の向上を図るため</td> </tr> <tr> <td>企業結合日</td> <td>平成22年11月30日</td> </tr> <tr> <td>企業結合の法的形式</td> <td>他社株式の購入</td> </tr> <tr> <td>結合後企業の名称</td> <td>株式会社ポーチェ・オアシス</td> </tr> <tr> <td>取得した議決権比率</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>被取得企業の取得原価 現金2,647百万円 発生した負ののれんの金額及び発生原因 企業結合時の時価純資産が、取得原価を上回ったことにより、負ののれん発生益が1,322百万円発生する見込みとなっております。</p> <p>3. 当社の平成22年10月21日開催の取締役会の決議に基づき、当社の子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)が、平成22年11月30日に株式会社クレッセの全発行株式(自己株式を除く)を取得し、連結子会社といたしました。</p> <p style="text-align: center;">企業結合の概要</p> <table border="1" data-bbox="560 1133 971 1413"> <tr> <td>被取得企業の名称</td> <td>株式会社クレッセ</td> </tr> <tr> <td>取得した事業の内容</td> <td>店舗運営事業</td> </tr> <tr> <td>企業結合を行った主な理由</td> <td>事業効率の向上を図るため</td> </tr> <tr> <td>企業結合日</td> <td>平成22年11月30日</td> </tr> <tr> <td>企業結合の法的形式</td> <td>他社株式の購入</td> </tr> <tr> <td>結合後企業の名称</td> <td>株式会社クレッセ</td> </tr> <tr> <td>取得した議決権比率</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>被取得企業の取得原価 現金822百万円 発生した負ののれんの金額及び発生原因 企業結合時の時価純資産が、取得原価を上回ったことにより、負ののれん発生益が1,807百万円発生する見込みとなっております。</p>	被取得企業の名称	株式会社ポーチェ・オアシス	取得した事業の内容	店舗運営事業	企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため	企業結合日	平成22年11月30日	企業結合の法的形式	他社株式の購入	結合後企業の名称	株式会社ポーチェ・オアシス	取得した議決権比率	100%	被取得企業の名称	株式会社クレッセ	取得した事業の内容	店舗運営事業	企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため	企業結合日	平成22年11月30日	企業結合の法的形式	他社株式の購入	結合後企業の名称	株式会社クレッセ	取得した議決権比率	100%	
被取得企業の名称	株式会社ポーチェ・オアシス																													
取得した事業の内容	店舗運営事業																													
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため																													
企業結合日	平成22年11月30日																													
企業結合の法的形式	他社株式の購入																													
結合後企業の名称	株式会社ポーチェ・オアシス																													
取得した議決権比率	100%																													
被取得企業の名称	株式会社クレッセ																													
取得した事業の内容	店舗運営事業																													
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため																													
企業結合日	平成22年11月30日																													
企業結合の法的形式	他社株式の購入																													
結合後企業の名称	株式会社クレッセ																													
取得した議決権比率	100%																													

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】
(1)【中間財務諸表】
【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	52,031	19,703	25,505
高速道路事業営業未収入金	50,200	57,689	46,983
有価証券	43,160	3,500	53,350
仕掛道路資産	387,800	293,652	300,510
原材料及び貯蔵品	1,709	1,548	1,811
その他	5 31,387	23,095	32,074
貸倒引当金	28	28	23
流動資産合計	566,259	399,160	460,211
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
機械及び装置（純額）	52,131	51,968	56,222
その他（純額）	33,758	35,765	35,932
有形固定資産合計	1 85,890	1 87,734	1 92,154
無形固定資産	3,599	5,174	5,551
高速道路事業固定資産合計	89,490	92,909	97,705
関連事業固定資産			
有形固定資産			
土地	68,349	68,305	68,310
その他（純額）	16,597	17,064	16,607
有形固定資産合計	1 84,946	1 85,369	1 84,918
無形固定資産	24	20	38
関連事業固定資産合計	84,970	85,389	84,956
各事業共用固定資産			
有形固定資産	1 21,011	1 21,518	1 21,494
無形固定資産	3,174	3,293	3,142
各事業共用固定資産合計	24,185	24,811	24,636
その他の固定資産			
有形固定資産	1 1,388	1 521	1 959
その他の固定資産合計	1,388	521	959
投資その他の資産			
投資その他の資産	8,079	7,800	7,910
貸倒引当金	432	403	416
投資その他の資産合計	7,647	7,396	7,493
固定資産合計	207,681	211,028	215,751
繰延資産	656	544	581
資産合計	2 774,597	2 610,733	2 676,544

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	57,289	59,485	95,097
1年以内返済予定長期借入金	144	146	144
リース債務	290	301	290
未払法人税等	8,261	5,738	4,578
賞与引当金	1,573	1,550	1,385
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	229	179	201
回数券払戻引当金	213	189	195
その他	61,761	5 39,100	55,381
流動負債合計	129,764	106,692	157,274
固定負債			
道路建設関係社債	2 323,085	2 289,541	2 289,481
道路建設関係長期借入金	107,682	-	20,704
その他の長期借入金	350	202	277
リース債務	1,729	1,565	1,591
退職給付引当金	56,776	57,859	57,646
役員退職慰労引当金	49	13	59
ETCマイレージサービス引当金	6,699	6,340	5,876
関門トンネル事業履行義務債務	4 4,133	4 2,724	4 3,865
資産除去債務	-	184	-
その他	4,506	4,950	5,431
固定負債合計	505,012	363,382	384,935
負債合計	634,777	470,075	542,209
純資産の部			
株主資本			
資本金	47,500	47,500	47,500
資本剰余金			
資本準備金	47,500	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497	55,497
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	22,011	23,094	22,011
繰越利益剰余金	14,811	14,566	9,325
利益剰余金合計	36,823	37,660	31,337
株主資本合計	139,820	140,658	134,335
純資産合計	139,820	140,658	134,335
負債・純資産合計	774,597	610,733	676,544

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
高速道路事業営業損益			
営業収益	312,999	359,669	793,253
営業費用	298,048	351,422	789,444
高速道路事業営業利益	14,951	8,246	3,809
関連事業営業損益			
営業収益			
直轄高速道路事業収入	5,749	700	6,625
受託業務収入	13,036	6,965	36,230
SA・PA事業収入	5,535	5,442	10,587
その他の事業収入	845	788	1,373
営業収益合計	25,166	13,897	54,815
営業費用			
直轄高速道路事業費	5,749	702	6,955
受託業務事業費	13,049	7,056	35,971
SA・PA事業費	3,387	3,108	6,057
その他の事業費用	1,135	1,450	2,387
営業費用合計	23,321	12,317	51,372
関連事業営業利益	1,844	1,579	3,443
全事業営業利益	16,795	9,826	7,252
営業外収益	1 531	1 1,114	1 1,881
営業外費用	2 104	2 172	2 247
経常利益	17,223	10,768	8,887
特別利益	3 78	3 36	3 312
特別損失	4 1,484	4, 5 376	4 1,509
税引前中間純利益	15,817	10,429	7,690
法人税、住民税及び事業税	7,700	5,310	5,218
法人税等調整額	-	1,204	160
法人税等合計	7,700	4,106	5,058
中間純利益	8,117	6,323	2,631

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	47,500	47,500	47,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500	47,500
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	47,500	47,500	47,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500	47,500
その他資本剰余金			
前期末残高	7,997	7,997	7,997
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	7,997	7,997	7,997
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	20,509	22,011	20,509
当中間期変動額			
別途積立金の積立	1,502	1,082	1,502
当中間期変動額合計	1,502	1,082	1,502
当中間期末残高	22,011	23,094	22,011
繰越利益剰余金			
前期末残高	8,196	9,325	8,196
当中間期変動額			
別途積立金の積立	1,502	1,082	1,502
中間純利益	8,117	6,323	2,631
当中間期変動額合計	6,615	5,240	1,129
当中間期末残高	14,811	14,566	9,325
株主資本合計			
前期末残高	131,703	134,335	131,703
当中間期変動額			
中間純利益	8,117	6,323	2,631
当中間期変動額合計	8,117	6,323	2,631
当中間期末残高	139,820	140,658	134,335
純資産合計			
前期末残高	131,703	134,335	131,703
当中間期変動額			
中間純利益	8,117	6,323	2,631
当中間期変動額合計	8,117	6,323	2,631
当中間期末残高	139,820	140,658	134,335

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっ ています。 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっ ています。</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっ ています。 仕掛道路資産の取得原価は、道路資産 の建設価額に用地取得に係る費用その 他の附帯費用を加算した価額に労務費 ・人件費等のうち道路建設に要した費 用として区分された費用の額及び除却 工事費用等その他道路資産の取得に要 した費用の額を加えた額としています。 なお、仕掛道路資産の建設に充当した 借入資金の利息で、当該資産の工 事完了の日までに発生したものは建設 価額に算入しています。 原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原 価法（貸借対照表価額は収益性の低 下に基づく簿価切下げの方法により 算定）によっ ています。</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 同左 原材料・貯蔵品 主として個別法による原価法（貸借 対照表価額は収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法により算定）によ っています。 (会計方針の変更) 当社は、従来たな卸資産の評価方 法について最終仕入原価法によ っていましたが、当中間会計期 間より個別法に変更しています。 この変更は、原材料及び貯蔵品の 管理状況に鑑み、その実態を会 計上より適切に反映させることを 目的としたものです。これによ る営業利益、経常利益及び税引 前中間純利益に与える影響は軽 微です。</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 同左 原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による 原価法（貸借対照表価額は収益 性の低下に基づく簿価切下げの 方法により算定）によっ ています。</p>

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 8～50年 構築物 10～50年 機械及び装置 5～10年 また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいています。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しています。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間会計期間末支給額を計上しています。</p> <p>(7) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。</p>	<p>(5) 退職給付引当金 同左</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(7) ETCマイレージサービス引当金 同左</p>	<p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。 （会計方針の変更） 当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準委員会 平成20年 7月31日 企業会計基準第19号）を適用しています。 なお、本会計基準の適用により割引率の決定方法について変更を行っていますが、重要性基準により判定した結果、これまで採用してきた方法による割引率と同一の割引率を採用しています。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末支給額を計上しています。</p> <p>(7) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。</p>

前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>4. 収益及び費用の計上基準</p> <p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準 直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p> <p>なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額50億円以上かつ工期2年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準第15号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準適用指針第18号）を当中間会計期間より適用し、当中間会計期間に着手した工事契約から、当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等の営業収益に与える影響は軽微であり、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>4. 収益及び費用の計上基準</p> <p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準 直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p> <p>なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。</p>	<p>4. 収益及び費用の計上基準</p> <p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準 直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p> <p>なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額50億円以上かつ工期2年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準第15号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準適用指針第18号）を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p> <p>これにより、従来と同一の方法によった場合に比べ直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等の営業収益は140百万円増加したものの、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>
<p>5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p> <p>(2) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。</p>	<p>5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>	<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年 3月31日 企業会計基準第18号)及び、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年 3月31日 企業会計基準適用指針第21号)を適用しています。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ 6百万円、税引前中間純利益は27百万円減少しています。</p> <p>(企業結合に関する会計基準等の適用) 当中間会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年 12月26日 企業会計基準第21号)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準委員会 平成20年 12月26日 企業会計基準第23号)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年 12月26日 企業会計基準第 7号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年 12月26日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しています。</p>	

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)																														
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 50,727百万円</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債323,085百万円(額面324,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債70,000百万円(額面70,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>6,753,786百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td>32,579百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>20,563百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,806,928百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当中間会計期間に引き渡した道路建設関係長期借入金30,000百万円及び道路建設関係社債25,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>15,254百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	6,753,786百万円	東日本高速道路(株)	32,579百万円	中日本高速道路(株)	20,563百万円	計	6,806,928百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	15,254百万円	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 64,883百万円</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債289,541百万円(額面290,400百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債145,000百万円(額面145,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>5,222,851百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td>23,532百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>14,830百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,261,214百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当中間会計期間に引き渡した道路建設関係長期借入金60,704百万円及び道路建設関係社債25,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>12,909百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,222,851百万円	東日本高速道路(株)	23,532百万円	中日本高速道路(株)	14,830百万円	計	5,261,214百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	12,909百万円	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 57,185百万円</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債289,481百万円(額面290,400百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債145,000百万円(額面145,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>5,881,019百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td>27,637百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>17,776百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,926,434百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、前事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金170,978百万円及び道路建設関係社債120,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>14,081百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,881,019百万円	東日本高速道路(株)	27,637百万円	中日本高速道路(株)	17,776百万円	計	5,926,434百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	14,081百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	6,753,786百万円																															
東日本高速道路(株)	32,579百万円																															
中日本高速道路(株)	20,563百万円																															
計	6,806,928百万円																															
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	15,254百万円																															
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,222,851百万円																															
東日本高速道路(株)	23,532百万円																															
中日本高速道路(株)	14,830百万円																															
計	5,261,214百万円																															
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	12,909百万円																															
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,881,019百万円																															
東日本高速道路(株)	27,637百万円																															
中日本高速道路(株)	17,776百万円																															
計	5,926,434百万円																															
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	14,081百万円																															

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)																		
<p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 256,000百万円</p> <p>4. 関門トンネル事業履行義務債務</p> <p>日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当中間会計期間末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。</p> <p>5. 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しています。</p> <p>6. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	100,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	100,000百万円	<p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 476,682百万円</p> <p>4. 関門トンネル事業履行義務債務 同左</p> <p>5. 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しています。</p> <p>6. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	100,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	100,000百万円	<p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 430,978百万円</p> <p>4. 関門トンネル事業履行義務債務</p> <p>日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。</p> <p>6. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>100,000百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	100,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	100,000百万円
当座貸越極度額	100,000百万円																			
借入実行残高	- 百万円																			
差引額	100,000百万円																			
当座貸越極度額	100,000百万円																			
借入実行残高	- 百万円																			
差引額	100,000百万円																			
当座貸越極度額	100,000百万円																			
借入実行残高	- 百万円																			
差引額	100,000百万円																			

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)						
<p>1. 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 19百万円</p> <p>有価証券利息 32百万円</p> <p>受取配当金 10百万円</p> <p>土地物件貸付料 259百万円</p> <p>2. 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 28百万円</p> <p>回数券払戻損 52百万円</p> <p>3. 特別利益の主要項目</p> <p>固定資産売却益(車両運搬具) 13百万円</p> <p>固定資産売却益(土地) 57百万円</p> <p>4. 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産売却損(車両運搬具) 1百万円</p> <p>固定資産売却損(工具、器具及び備品) 0百万円</p> <p>固定資産売却損(土地) 1百万円</p> <p>前期損益修正損(注) 1,476百万円</p> <p>(注) 過年度における固定資産計上額の修正によるものです。</p>	<p>1. 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 6百万円</p> <p>有価証券利息 5百万円</p> <p>受取配当金 653百万円</p> <p>土地物件貸付料 257百万円</p> <p>2. 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 19百万円</p> <p>たな卸資産処分損 109百万円</p> <p>3. 特別利益の主要項目</p> <p>固定資産売却益(土地) 10百万円</p> <p>前期損益修正益(注) 25百万円</p> <p>(注) 主に過年度におけるたな卸資産計上額の修正によるものです。</p> <p>4. 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産売却損(土地) 49百万円</p> <p>減損損失 304百万円</p> <p>5. 減損損失</p> <p>当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口県下関市壇ノ浦町ほか</td> <td>遊休資産</td> <td>建物、構築物及び土地</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として、事業用資産については、事業区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っています。</p> <p>当中間会計期間において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(304百万円)として特別損失に計上しています。その内訳は、建物75百万円、構築物17百万円及び土地212百万円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、売却が困難である遊休資産については備忘価額をもって評価しております。</p> <p>6. 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 7,943百万円</p> <p>無形固定資産 1,333百万円</p>	場所	用途	種類	山口県下関市壇ノ浦町ほか	遊休資産	建物、構築物及び土地	<p>1. 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 37百万円</p> <p>有価証券利息 62百万円</p> <p>受取配当金 10百万円</p> <p>土地物件貸付料 526百万円</p> <p>工事負担金等受入額 913百万円</p> <p>2. 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 47百万円</p> <p>回数券払戻損 57百万円</p> <p>たな卸資産処分損 108百万円</p> <p>3. 特別利益の主要項目</p> <p>固定資産売却益(車両運搬具) 19百万円</p> <p>固定資産売却益(土地) 60百万円</p> <p>前期損益修正益(注) 207百万円</p> <p>(注) 過年度における減価償却費計上額の修正によるものです。</p> <p>4. 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産売却損(構築物) 0百万円</p> <p>固定資産売却損(機械及び装置) 3百万円</p> <p>固定資産売却損(車両運搬具) 1百万円</p> <p>固定資産売却損(工具、器具及び備品) 0百万円</p> <p>固定資産売却損(土地) 22百万円</p> <p>前期損益修正損(注) 1,476百万円</p> <p>(注) 過年度における固定資産計上額の修正によるものです。</p> <p>6. 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 14,726百万円</p> <p>無形固定資産 2,095百万円</p>
場所	用途	種類						
山口県下関市壇ノ浦町ほか	遊休資産	建物、構築物及び土地						
<p>6. 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 7,257百万円</p> <p>無形固定資産 1,002百万円</p>	<p>6. 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 7,943百万円</p> <p>無形固定資産 1,333百万円</p>	<p>6. 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 14,726百万円</p> <p>無形固定資産 2,095百万円</p>						

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)				当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)				前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			
(借主側) 1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によってあり、その内容は次のとおりです。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
車両運搬具 工具、器具及び備品	12	4	7	車両運搬具 工具、器具及び備品	12	6	5	車両運搬具 工具、器具及び備品	12	5	6
無形固定資産(ソフトウェア)	1,458	918	540	無形固定資産(ソフトウェア)	1,047	802	244	無形固定資産(ソフトウェア)	1,126	755	370
	22	14	7		19	17	2		22	17	4
合計	1,493	938	555	合計	1,078	826	251	合計	1,161	778	382
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 308百万円 1年超 246百万円 合計 555百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 206百万円 減価償却費相当額 206百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 204百万円 1年超 47百万円 合計 251百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 137百万円 減価償却費相当額 137百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 259百万円 1年超 122百万円 合計 382百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 378百万円 減価償却費相当額 378百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左			

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																				
<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>383,482百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>21,192,107百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,575,589百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>157百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>590百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>748百万円</td> </tr> </table>	1年以内	383,482百万円	1年超	21,192,107百万円	合計	21,575,589百万円	1年以内	157百万円	1年超	590百万円	合計	748百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>423,975百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>20,774,775百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,198,751百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>191百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>739百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>930百万円</td> </tr> </table>	1年以内	423,975百万円	1年超	20,774,775百万円	合計	21,198,751百万円	1年以内	191百万円	1年超	739百万円	合計	930百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>382,644百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>21,004,931百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,387,576百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>167百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>595百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>762百万円</td> </tr> </table>	1年以内	382,644百万円	1年超	21,004,931百万円	合計	21,387,576百万円	1年以内	167百万円	1年超	595百万円	合計	762百万円
1年以内	383,482百万円																																					
1年超	21,192,107百万円																																					
合計	21,575,589百万円																																					
1年以内	157百万円																																					
1年超	590百万円																																					
合計	748百万円																																					
1年以内	423,975百万円																																					
1年超	20,774,775百万円																																					
合計	21,198,751百万円																																					
1年以内	191百万円																																					
1年超	739百万円																																					
合計	930百万円																																					
1年以内	382,644百万円																																					
1年超	21,004,931百万円																																					
合計	21,387,576百万円																																					
1年以内	167百万円																																					
1年超	595百万円																																					
合計	762百万円																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成21年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成22年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式3,366百万円、関連会社株式1,185百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

前事業年度末(平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式3,301百万円、関連会社株式1,185百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高(注)	166百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	15百万円
時の経過による調整額	1百万円
当中間会計期間末残高	<u>184百万円</u>

(注)当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準適用指針第21号)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しています。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																																																																
<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議(社債(財投機関債)600億円以内)に基づき、平成21年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <p>なお、当社は、平成21年12月17日開催の取締役会において、社債(財投機関債)の発行額を800億円以内に変更する決議をいたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>西日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行総額</td> <td>金250億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年0.46パーセント</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>額面100円につき金99円97銭</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成21年10月20日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成24年9月20日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>使途</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </tbody> </table> <p>(多額な資金の借入)</p> <p>当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議(借入金1,947億円以内)に基づき、平成21年10月1日以降、下記の条件にて借入を行いました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金融機関からの借入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借入先の名称</td> <td>株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関</td> </tr> <tr> <td>借入金額</td> <td>金100億円</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>借入実行日</td> <td>平成21年12月21日</td> </tr> <tr> <td>返済期日</td> <td>平成24年11月30日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>使途</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </tbody> </table>	区分	西日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	発行総額	金250億円	利率	年0.46パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金99円97銭	払込期日	平成21年10月20日	償還期日	平成24年9月20日	担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	区分	金融機関からの借入	借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関	借入金額	金100億円	返済方法	満期一括	借入実行日	平成21年12月21日	返済期日	平成24年11月30日	担保	無担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成22年3月25日開催の取締役会の決議(社債900億円以内)に基づき、平成22年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>西日本高速道路株式会社第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行総額</td> <td>金300億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年0.227パーセント</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>額面100円につき金100円</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成22年10月13日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成25年9月20日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>使途</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </tbody> </table> <p>(多額な資金の借入)</p> <p>当社は、平成22年7月29日開催の取締役会の決議(借入金1,319億円以内)に基づき、平成22年10月1日以降、下記の条件にて借入を行いました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金融機関からの借入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借入先の名称</td> <td>株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関</td> </tr> <tr> <td>借入金額</td> <td>金200億円</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>借入実行日</td> <td>平成22年12月14日</td> </tr> <tr> <td>返済期日</td> <td>平成25年11月29日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>使途</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </tbody> </table>	区分	西日本高速道路株式会社第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	発行総額	金300億円	利率	年0.227パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金100円	払込期日	平成22年10月13日	償還期日	平成25年9月20日	担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	区分	金融機関からの借入	借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関	借入金額	金200億円	返済方法	満期一括	借入実行日	平成22年12月14日	返済期日	平成25年11月29日	担保	無担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成22年3月25日開催の取締役会の決議(社債900億円以内)に基づき、平成22年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>西日本高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行総額</td> <td>金250億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年0.311パーセント</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>額面100円につき金100円</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成22年5月19日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成25年3月19日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>使途</td> <td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </tbody> </table>	区分	西日本高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	発行総額	金250億円	利率	年0.311パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金100円	払込期日	平成22年5月19日	償還期日	平成25年3月19日	担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受
区分	西日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)																																																																																																	
発行総額	金250億円																																																																																																	
利率	年0.46パーセント																																																																																																	
償還方法	満期一括																																																																																																	
発行価額	額面100円につき金99円97銭																																																																																																	
払込期日	平成21年10月20日																																																																																																	
償還期日	平成24年9月20日																																																																																																	
担保	一般担保																																																																																																	
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																	
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																	
区分	金融機関からの借入																																																																																																	
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関																																																																																																	
借入金額	金100億円																																																																																																	
返済方法	満期一括																																																																																																	
借入実行日	平成21年12月21日																																																																																																	
返済期日	平成24年11月30日																																																																																																	
担保	無担保																																																																																																	
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																	
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																	
区分	西日本高速道路株式会社第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)																																																																																																	
発行総額	金300億円																																																																																																	
利率	年0.227パーセント																																																																																																	
償還方法	満期一括																																																																																																	
発行価額	額面100円につき金100円																																																																																																	
払込期日	平成22年10月13日																																																																																																	
償還期日	平成25年9月20日																																																																																																	
担保	一般担保																																																																																																	
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																	
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																	
区分	金融機関からの借入																																																																																																	
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関																																																																																																	
借入金額	金200億円																																																																																																	
返済方法	満期一括																																																																																																	
借入実行日	平成22年12月14日																																																																																																	
返済期日	平成25年11月29日																																																																																																	
担保	無担保																																																																																																	
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																	
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																	
区分	西日本高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)																																																																																																	
発行総額	金250億円																																																																																																	
利率	年0.311パーセント																																																																																																	
償還方法	満期一括																																																																																																	
発行価額	額面100円につき金100円																																																																																																	
払込期日	平成22年5月19日																																																																																																	
償還期日	平成25年3月19日																																																																																																	
担保	一般担保																																																																																																	
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																																																																	
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																																																																	

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																				
	<p>(重要な子会社の設立)</p> <p>当社は、平成22年12月16日開催の取締役会において、100%子会社であるNEXCO - West USA, Incを平成23年1月に設立することを決議いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="563 315 971 663"> <tr> <td>目的</td> <td>海外販事業の一環として、アメリカ合衆国での事業拡大を目指して、子会社を設立するものです。</td> </tr> <tr> <td>商号</td> <td>NEXCO - West USA, Inc</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>橋梁点検等</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>平成23年1月予定</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>米国コロンビア特別区ワシントンDC</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>937,500ドル</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>1,875株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>100%</td> </tr> </table>	目的	海外販事業の一環として、アメリカ合衆国での事業拡大を目指して、子会社を設立するものです。	商号	NEXCO - West USA, Inc	事業内容	橋梁点検等	設立年月日	平成23年1月予定	所在地	米国コロンビア特別区ワシントンDC	代表者	未定	資本金	937,500ドル	取得する株式の数	1,875株	取得価額	75百万円	取得後の持分比率	100%	
目的	海外販事業の一環として、アメリカ合衆国での事業拡大を目指して、子会社を設立するものです。																					
商号	NEXCO - West USA, Inc																					
事業内容	橋梁点検等																					
設立年月日	平成23年1月予定																					
所在地	米国コロンビア特別区ワシントンDC																					
代表者	未定																					
資本金	937,500ドル																					
取得する株式の数	1,875株																					
取得価額	75百万円																					
取得後の持分比率	100%																					

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第5期）（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）平成22年6月30日近畿財務局長に提出。
- (2) 訂正発行登録書（株券、社債券等）
平成21年12月25日提出の発行登録書（株券、社債券等）に係る訂正発行登録書を、平成22年6月30日、平成22年8月9日及び平成22年12月1日近畿財務局長に提出。
- (3) 発行登録追補書類（株券、社債券等）及びその添付書類
平成22年5月13日及び平成22年10月6日近畿財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
平成22年12月1日近畿財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第9回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構にかかる情報の開示を行うものであります。なお、西日本高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）及び西日本高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成20年3月31日付で、西日本高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成21年6月30日付で、西日本高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成21年12月28日付で、西日本高速道路株式会社第5回社債、西日本高速道路株式会社第6回社債及び西日本高速道路株式会社第7回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成22年3月31日付で、西日本高速道路株式会社第8回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成22年9月30日付で機構により重畳的に債務引受けされております。（西日本高速道路株式会社第1回社債については平成21年12月18日、西日本高速道路株式会社第2回社債については平成22年9月17日に機構により償還されております。）

- （注）1．高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
- 2．道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとし、）をいいます。
- 3．当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日以前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

半期報告書提出日現在

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注 1)	平成19年3月20日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注2)	平成19年10月16日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注3)	平成20年10月14日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第4回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注4)	平成21年2月17日	15,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第5回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注5)	平成21年5月20日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注5)	平成21年10月20日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第7回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注5)	平成22年2月17日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注6)	平成22年5月19日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年10月13日	30,000	非上場・非登録

(注) 1. 平成20年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされ、平成21年12月18日に機構により償還されております。

2. 平成20年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされ、平成22年9月17日に機構により償還されております。

3. 平成21年6月30日付で機構により重畳的に債務引受けされております。

4. 平成21年12月28日付で機構により重畳的に債務引受けされております。

5. 平成22年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされております。

6. 平成22年9月30日付で機構により重畳的に債務引受けされております。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成22年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号

子会社及び関連会社はございません。

役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成22年3月31日現在、2名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

資本金及び資本構成 平成22年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	4,983,550百万円
政府出資金	3,722,026百万円
地方公共団体出資金	1,261,524百万円
資本剰余金	846,161百万円
資本剰余金	34百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	2,744百万円
損益外減損損失累計額	2,061百万円
利益剰余金	1,773,601百万円
純資産合計	7,603,313百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- () 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - () 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - () 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - () 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - () 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) () の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- () 機構法
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - () 通則法
 - () 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - () 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月22日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 正紀 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月22日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 正紀 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。